

別 紙

改正後			現行		
医療提供体制施設整備交付金交付要綱			医療提供体制施設整備交付金交付要綱		
1 ～ 8 （略）			1 ～ 8 （略）		
別表 1 （略）			別表 1 （略）		
別表 2			別表 2		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2)	(略)	(略)	(1)、(2)	(略)	(略)
(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 か所あたり <u>49,856</u> 千円	(略)	(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 か所あたり <u>49,168</u> 千円	(略)
(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 か所あたり <u>174,607</u> 千円	(略)	(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 か所あたり <u>172,196</u> 千円	(略)
	給油施設 1 か所あたり <u>109,961</u> 千円	(略)		給油施設 1 か所あたり <u>108,443</u> 千円	(略)
	融雪施設 1 か所あたり <u>109,961</u> 千円	(略)		融雪施設 1 か所あたり <u>108,443</u> 千円	(略)
(5)救命救急セ	(略)	(略)	(5)救命救急セ	(略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
ンター施設整備事業	ヘリポート1か所当たり <u>79,442</u> 千円	(略)	ンター施設整備事業	ヘリポート1か所当たり <u>78,345</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの基準 面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	(略)		補強が必要と認められるもの基準 面積 2,300 m ² × <u>43,500</u> 円	(略)
(6)～(12) (略)	(略)	(略)	(6)～(12) (略)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略) (3) 診療所 ア (略)	(略)	(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略) (3) 診療所 ア (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,965</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア (略) イ (略) ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>11,590</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>23,182</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)			イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,910</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア (略) イ (略) ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>11,430</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>22,862</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)	

別 紙

改正後			現行		
	又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価 （1床当たり単価） 新築 <u>4,095</u> 千円 改築 <u>4,913</u> 千円 改修 <u>2,047</u> 千円 イ （略）			又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価 （1床当たり単価） 新築 <u>4,038</u> 千円 改築 <u>4,845</u> 千円 改修 <u>2,019</u> 千円 イ （略）	
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>44,100</u> 円	(略)	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>43,500</u> 円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>209,400</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>206,500</u> 円	
	備蓄倉庫 1 か所当たり <u>163,203</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 か所当たり <u>160,950</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	研修部門 1 か所当たり <u>125,542</u> 千円	(略)		研修部門 1 か所当たり <u>123,809</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 か所当たり <u>147,183</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 か所当たり <u>145,151</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	(略)		(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>43,500</u> 円	(略)
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業			(15) 地域災害拠点病院施設整備事業		

別 紙

改正後			現行		
		2,300 m ² × <u>209,400</u> 円		2,300 m ² × <u>206,500</u> 円	
		備蓄倉庫 1 か所当たり		備蓄倉庫 1 か所当たり	(略)
		<u>46,033</u> 千円		<u>45,397</u> 千円	
		(略)		(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
		ヘリポート 1 か所当たり		ヘリポート 1 か所当たり	(略)
		<u>79,442</u> 千円		<u>78,345</u> 千円	
		(略)		(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
	(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>44,100</u> 円	(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>43,500</u> 円	(略)
		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>209,400</u> 円		(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>206,500</u> 円	
		(略)		(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
(17) 腎移植施設 施設整備事業	(略)	(略)	(17) 腎移植施設 施設整備事業	(略)	(略)
(18) 特殊病室施 設整備事業	1 室当たり <u>68,312</u> 千円	(略)	(18) 特殊病室施 設整備事業	1 室当たり <u>67,369</u> 千円	(略)
(19)、(20) (略)	(略)	(略)	(19)、(20) (略)	(略)	(略)
(21) 特定地域病 院施設整備事 業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。((2) の場 合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 $\text{m}^2 \times \underline{44,100}$ 円 (ただし、一部補強の場合は 上記による面積から補強を 要しない病床数×13.88 m^2 を差引いた面積を限度とす る。)	(略)	(21) 特定地域病 院施設整備事 業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。((2) の場 合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 $\text{m}^2 \times \underline{43,500}$ 円 (ただし、一部補強の場合は 上記による面積から補強を 要しない病床数×13.88 m^2 を差引いた面積を限度とす る。)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	イ 診療棟 当該補強部分に係る既存 診療棟面積で厚生労働大 臣が認める面積×<u>44,100</u> 円			イ 診療棟 当該補強部分に係る既存 診療棟面積で厚生労働大 臣が認める面積×<u>43,500</u> 円	
(22) 医療施設土 砂災害防止施 設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と 認められるもの1か所当たり <u>34,773</u> 千円	(略)	(22) 医療施設土 砂災害防止施 設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と 認められるもの1か所当たり <u>34,293</u> 千円	(略)
(23) 医療施設等 耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>44,100</u> 円 (2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4未満の建物を有する第二次救急 医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3未満の建物を有する病院（第二 次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m²×<u>209,400</u> 円	(略)	(23) 医療施設等 耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>43,500</u> 円 (2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4未満の建物を有する第二次救急 医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3未満の建物を有する病院（第二 次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m²×<u>206,500</u> 円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	看護師等養成所の場合 (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>33,700</u>円 (2)耐震構造指標である Is 値が0.3未満のもの 基準面積 2,300 m²×<u>160,000</u>円	(略)		看護師等養成所の場合 (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>33,200</u>円 (2)耐震構造指標である Is 値が0.3未満のもの 基準面積 2,300 m²×<u>157,800</u>円	(略)
	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>44,100</u>円	(略)		平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×<u>43,500</u>円	(略)
	(24) 南海トラフ地震に係る津 救命救急センター <u>948,812</u>千円	(略)		(24) 南海トラフ地震に係る津 救命救急センター <u>935,712</u>千円	(略)

別 紙

改正後				現行			
波避難対策緊急事業	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)		波避難対策緊急事業	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)	
	<u>98,940</u> 千円				<u>97,574</u> 千円		
	在宅当番医制診療所	(略)			在宅当番医制診療所	(略)	
	<u>16,210</u> 千円				<u>15,986</u> 千円		
	在宅当番医制歯科診療所	(略)			在宅当番医制歯科診療所	(略)	
	<u>16,210</u> 千円				<u>15,986</u> 千円		
	休日夜間急患センター	(略)			休日夜間急患センター	(略)	
	<u>16,210</u> 千円				<u>15,986</u> 千円		
	休日等歯科診療所	(略)			休日等歯科診療所	(略)	
	<u>16,210</u> 千円				<u>15,986</u> 千円		
	時間外診療実施診療所	(略)			時間外診療実施診療所	(略)	
	<u>16,210</u> 千円				<u>15,986</u> 千円		
	基幹災害拠点病院	(略)			基幹災害拠点病院	(略)	
	<u>835,521</u> 千円				<u>823,985</u> 千円		
	地域災害拠点病院	(略)			地域災害拠点病院	(略)	
	<u>552,002</u> 千円				<u>544,381</u> 千円		
	周産期母子医療センター	(略)			周産期母子医療センター	(略)	
	<u>102,764</u> 千円				<u>101,345</u> 千円		

別 紙

改正後			現行		
	小児救急医療拠点病院 <u>34,734</u> 千円	(略)		小児救急医療拠点病院 <u>34,254</u> 千円	(略)
	在宅医療実施病院 <u>98,940</u> 千円	(略)		在宅医療実施病院 <u>97,574</u> 千円	(略)
	在宅医療実施診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)		在宅医療実施診療所 <u>15,986</u> 千円	(略)
	在宅医療実施歯科診療所 <u>16,210</u> 千円	(略)		在宅医療実施歯科診療所 <u>15,986</u> 千円	(略)
	精神科病院 <u>98,940</u> 千円	(略)		精神科病院 <u>97,574</u> 千円	(略)
	精神科救急医療センター <u>948,812</u> 千円	(略)		精神科救急医療センター <u>935,712</u> 千円	(略)
(25) アスベスト 除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>46,400</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)	(25) アスベスト 除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>45,800</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)
(26)～(31) (略)	(略)	(略)	(26)～(31) (略)	(略)	(略)
(注) 1～3 (略)			(注) 1～3 (略)		

別 紙

改正後				現行			
別表3 1平方メートル当たり単価表				別表3 1平方メートル当たり単価表			
(単位：円)				(単位：円)			
事業区分	種目等	構造別	単価	事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>178,800</u>	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>176,300</u>
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>155,300</u>	(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>153,200</u>
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>178,800</u>	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>176,300</u>
(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業				(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業			
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
(5) 救命救急センター施設整備事業				(5) 救命救急センター施設整備事業			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業				(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業			
(8) 小児集中治療室施				(8) 小児集中治療室施			

別 紙

改正後				現行			
設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業				設整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業			
(9) 小児医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (21) 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	(9) 小児医療施設施設整備事業 (11) 地域療育支援施設施設整備事業 (12) 共同利用施設施設整備事業 (21) 特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,000</u>			ブロック	<u>195,300</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
		ブロック	<u>221,600</u>			ブロック	<u>218,500</u>
(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	(10) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,000</u>			ブロック	<u>195,300</u>
(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>227,100</u>	(13) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>224,000</u>
		ブロック	<u>198,000</u>			ブロック	<u>195,300</u>
	診療所 (一般地	鉄筋コンクリート	<u>170,100</u>		診療所 (一般地	鉄筋コンクリート	<u>167,800</u>

別 紙

改正後				現行			
	区)	ブロック	<u>147,900</u>		区)	ブロック	<u>145,900</u>
		木造	<u>170,100</u>			木造	<u>167,800</u>
	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリート	<u>182,300</u>		診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリート	<u>179,800</u>
		ブロック	<u>158,900</u>			ブロック	<u>156,700</u>
		木造	<u>182,300</u>			木造	<u>179,800</u>
(17) 腎移植施設施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>538,300</u>	(17) 腎移植施設施設整備事業 (19) 肝移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>530,900</u>
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>253,500</u>	(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>250,000</u>
		ブロック	<u>221,600</u>			ブロック	<u>218,500</u>
	治験管理部 門	鉄筋コンクリート	<u>209,000</u>		治験管理部 門	鉄筋コンクリート	<u>206,100</u>
		ブロック	<u>182,500</u>			ブロック	<u>180,000</u>
(注) 1、2 (略)				(注) 1、2 (略)			
別表 4～8 (略)				別表 4～8 (略)			

別 紙

改正後	現行
9 ～17 （略）	9 ～17 （略）